

令和8年度定山溪アクティビティコンテンツ開発調査業務
公募型企画競争提案説明書

1 業務名

令和8年度定山溪アクティビティコンテンツ開発調査業務

2 業務の目的

本業務は、定山溪の四季折々の豊かな自然、温泉街らしさや観光スポットを体験できる新たなアクティビティ・コンテンツを創出するための調査を行うものである。

定山溪では、「滞在時間の延長」や「地域固有の資源の磨き上げ」が課題となっており、持続可能な温泉観光地として国内外の来訪者を魅了していくためには、定山溪の特性を活かしたコンテンツの充実が必要となってくる。

調査にあたっては、国立公園の豊かな自然・温泉文化といった定山溪の資源を最大限に活用することで持続可能な温泉観光地としての魅力を高め、新たな客層を取り込みつつ、宿泊日数及び滞在時間の延長に寄与するコンテンツとなるかが重要となる。また、維持管理コストを含めた事業としての収支、自然公園法等の諸規制、安全確保等の多角的な視点から実現可能性、持続可能性の客観的な評価も必要となる。

3 業務委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 予算規模（契約限度額）

5,885,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※この金額は提案の募集上限額であり、契約予定額ではない。

5 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。ただし、仕様書の内容は現時点における予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

6 企画提案を求める事項

(1) 定山溪の地域特性および観光課題に対する理解とその手法

第2次定山溪魅力アップ構想等の既存計画や定山溪の現状を踏まえ、定山溪の有する資源や、価値（ブランド力）について、また魅力向上を図るにあたって克服すべき課題をどう捉えているか、その見解と理由をあわせて述べること。

(2) 定山溪に適合するアクティビティコンテンツのアイデアと知見

提案者がこれまでに手がけたアクティビティ開発や類似調査にかかる業務実績、およびそこから得られた具体的な成果・知見を提示すること。定山溪独自のコンテンツを検討する際に重要視すべき要素（例：四季、国立公園、温泉等）について見解を示した上で、コンテンツの方向性を多角的な視点から複数提示すること。

(3) コンテンツを多角的に比較・検証するための評価手法

抽出した複数のコンテンツ案について導入是非を判断する際の評価軸（経済性・法的規制・環境負荷・地域波及効果等）、また最終的な結論を導く際の評価軸の優先度とロジックについて提示をすること。

(4) 業務の執行体制及びスケジュール

本業務を遂行するにあたっての具体的な執行体制及びスケジュールを示すこと。

(5) 独自提案

本業務をより効果的かつ安全に遂行するために、上記以外で提案者が重要と考える有効なアプローチや付加価値提案（実証実験のノウハウ等）があれば提案すること。

7 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。また、下表に定める必要書面の提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、イ～オの提出を省略できる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (6) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

<札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面>

書面イ、エ、オについては、参加申込書の提出日から3か月以内に発行されたもの

提出書面	備考
ア 参加資格に係る申出書	※様式 2
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可）
ウ 財務諸表（直前 2 期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可）
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（写し可）

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

- ア 公募開始
令和8年6月29日（月）
- イ 質問書の提出期限
令和8年7月6日（月）12時必着
- ウ 参加申込書の提出期限
令和8年7月15日（水）15時必着
- エ 企画提案書等の提出期限
令和8年7月21日（月）15時必着
- オ 実施委員会による審査の実施
令和8年7月下旬 ※7月28日（火）予定
- カ 提案事業者への選定結果の通知
令和8年8月上旬
- キ 契約締結
令和8年8月中旬

(2) 質問書の提出及び回答

企画提案を行うにあたって質問がある場合は、質問書の提出期限までに、所定の書面（様式1）に要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信するものとする。

- ア 質問書の提出期限
令和8年7月6日（月）12時まで
- イ 質問に対する回答
質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。
- ウ 送付先電子メールアドレス
kanko@city.sapporo.jp
※メールのタイトルは「（団体名）令和8年度定山溪アクティビティ調査業務」とする。

(3) 参加申込書の提出

札幌市の競争入札資格者名簿に登録されているものについては下記書類を、同名簿に登録されていないものについては「参加申込書（様式1）」と上記「7 参加資格要件」に定められている書類を、令和8年7月15日（水）15時00分必着で、持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付いたしません。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 競争入札参加資格認定通知書 1部

(4) 企画提案書の提出

下記アからエまでの提出書類について、企画提案書等提出期限（令和8年7月21日（火）15時）までに担当課へ持参または郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること。なお、電子メール、FAXでは受付しない（下記書類イを除く）。

- ア 企画提案書及び業務費内訳書（見積書）
 - ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
 - ・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部
- イ 上記アのPDFデータ（原則メールによる提出） 各1式
- (3) その他の留意事項
 - ア 提出書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
 - イ 提出書類に虚偽があった場合は失格とする。
 - ウ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
 - エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
 - オ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。
 - カ 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
 - キ 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

9 選定方法

本市の関係部局の職員等からなる令和8年度定山溪アクティビティコンテンツ開発調査業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施 企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

- ア 提案者側の出席者は最大3名までとする。
- イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(3) その他

- ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- ウ 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

11 契約後の支払方法

支払については、業務完了の検査終了後（委託業務終了後）とする。

12 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

（1）参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

（2）提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

（3）不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

13 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

（1）提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者

（2）審査の公平性を害する行為をおこなった者

（3）その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

14 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

15 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

16 企画提案の著作権等に関する事項

（1）企画提案の著作権は各提案者に帰属する。なお、提出された企画提案は非公開とするが、契約候補者以外の提案内容のうち、札幌市における今後の業務の参考となるものがあつた場合は、札幌市から提案者に対し、協議を求めることがある。

（2）提案者は、実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案内容を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合、札幌市はあらかじめ提案者に通知するものとする。

（3）提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

（4）企画提案内容の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

17 その他留意事項

企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。

18 問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進課

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp

評価項目及び評価基準表

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	配点
実施方針理解度	定山溪固有の資源やブランド力、観光課題を的確に洞察し、実情に即した独自の調査基本方針や分析アプローチが示されているか。	4	20
業務実績遂行能力	過去の同様の調査業務実績、および本業務を円滑に進めるための専門的知見を有しているか。	3	15
コンテンツ検討の妥当性	過去の実績に基づく確かな知見を有し、定山溪の特性（冬期利用や自然調和等）を考慮した、引き出しの多い複数の方向性が示されているか。	5	25
分析検証能力	LCC算出、法規制の整理、収支シミュレーション等、実現可能性を客観的に評価する手法が優れているか。	5	25
執行体制・業務計画の適切性	履行期間内で確実に成果を上げるための、適切な体制が構築できているか。また、適切かつ現実的な実施スケジュールとなっているか。	1	5
独自提案	民間事業者のノウハウを活用した、先進性・独自性のある有効な提案となっているか。	2	10
合計		20	100